

## あま市広告入り雑誌の無償提供に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あま市美和図書館、あま市七宝公民館読書室及びあま市甚目寺公民館図書室（以下「図書館等」という。）に配架する広告入り雑誌の無償提供に関し、「あま市有料広告掲載要綱」（平成23年あま市告示第60号以下「要綱」という。）及び「あま市有料広告掲載基準」（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告入り雑誌)

第2条 図書館等に配架する雑誌の最新号の雑誌カバーの表面に、当該雑誌を無償提供する者（以下「広告主」という。）の名称及び提供された旨を掲示し、裏面に広告主の希望する広告を掲示する。

2 無償提供の雑誌（以下「提供雑誌」という。）の配架は、教育委員会が決定する。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告主の業種又は広告主及び広告の内容、デザイン等は、要綱及び基準の規定を適用する。

2 前項の規定によるもののほか、次のいずれかに該当するものの広告は、掲示しない。

- (1) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業又はこれに類する業種に関するもの
- (2) たばこ及び酒類に関するもの
- (3) 主に個人の氏名を掲示するもの及び名刺広告
- (4) 金券、割引券及びクーポン券の類
- (5) その他掲示することが適当でないと教育委員会が認めるもの

(禁止する表現)

第4条 次の各号のいずれかに該当する表現を含む広告は、掲示しない。

- (1) 市又は図書館等がその商品、サービス、事業等を推奨、保証、指定等しているとおそれがある表現（市又は図書館等が実際に行っているものを除く。）
- (2) 市及び図書館等の公共性等を損なうおそれがある表現
- (3) その他掲示することが適当でないと教育委員会が判断した表現

(広告主の掲示及び広告の規格等)

第5条 雑誌カバーの表面に縦4センチメートル以内、横13センチメートル以内の白色ラベルに黒色の文字（以下「広告ラベル」という。）で広告主を掲示する。

2 広告ラベルは、雑誌カバーの表面の中央下部を貼付位置とし、図書館等が作成する。

3 広告主の希望により雑誌カバーの裏面に広告主の作成した広告（以下「裏面広告」という。）を掲示することができる。

4 裏面広告は、雑誌カバーの裏面に収まり、日本工業規格A4サイズの片面を最大の大きさとし、枚数は1枚とする。

5 提供雑誌1冊につき、1広告主、1裏面広告とする。

6 裏面広告が紛失又は破損等をした場合、広告主は市の求めにより無償で裏面広告を提供すること。

(広告原稿の提出等)

第6条 裏面広告の原稿を提出する期日、場所、方法等は、事前協議にて定める。

2 広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成することとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第7条 広告の内容、デザイン等については、市及び図書館等の公共性等を損なうことのないよう、審査を行うとともに、広告主と市が協議することとする。

(広告内容等の変更)

第8条 広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、前条に基づき、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 裏面広告は、偶数月に広告の内容、デザイン等を変更することができる。

(広告主及び裏面広告の掲示期間)

第9条 広告主及び裏面広告の掲示期間は、図書館等に配架された提供雑誌の初号から連続する1年間の号数の期間とする。ただし、広告主から取下げの申出がない限り継続するものとする。

2 図書館等へ提供雑誌の配架する日時及び掲示終了日時は、事前協議にて定める。

(提供雑誌の納入方法)

第10条 提供雑誌は、広告主が希望する出版社又は書店等(以下「書店等」という。)が図書館等に納入するものとする。

2 前項の書店等は、提供雑誌の発売日から3日以内に納品するものとする。

(提供雑誌の購入代金の支払方法)

第11条 提供雑誌の購入代金は、広告主の全額負担とし、広告主が書店等に直接支払うものとする。

2 提供雑誌の購入に係る振込手数料、郵送料等の各種料金等が発生した場合についても広告主の全額負担とする。

(無償提供を希望する者の募集)

第12条 雑誌の無償提供を希望する者(以下「申請者」という。)の募集は、図書館等のほか、広報あま及び市ホームページで行うものとする。

2 前項の募集は、随時行うことができる。

3 前2項の募集を行うにあたって、広告主となり得る者、広告会社等に対し、雑誌の無償提供に関する案内をすることができる。

(申請方法)

第13条 申請者は、要綱第5条に規定により、持参又は郵送で申請書を市長へ提出しなければならない。

(広告主の決定)

第14条 前条による申請があったときは、内容等を審査し、要綱第6条に規定する広告掲載・不掲載決定通知書（以下「決定通知書」という。）を申請者に通知するものとする。

（提供雑誌及び図書館等の選定）

第15条 前条による広告掲載の決定を通知された者（以下「掲載決定者」という。）は、図書館等との協議により別に定める雑誌リスト（以下「リスト」という。）の中から先着順により提供雑誌を選定するものとする。

2 広告主又は掲載決定者（以下「広告主等」という。）が選定した雑誌が、廃刊又は休刊した場合は、図書館等と協議し、リストの中から別の提供雑誌に変更できるものとする。

2 提供雑誌は、広告主等の希望する図書館等に配架する。

（所有権）

第16条 図書館等に配架された提供雑誌の所有権は、あま市に帰属する。

（広告主等の取消し）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲示を取り消すことができる。

(1) 掲載決定者が決定通知書を受領後30日以内に図書館等と協議及び提供雑誌の選定をしなかったとき。

(2) 指定する期日までに広告主等が選定した提供雑誌の納入がないとき。

(3) 第8条第1項の規定による広告の内容等の変更を広告主等が行わないとき。

(4) 第15条第2項の規定による提供雑誌の変更をしなかったとき。

(5) その他広告の掲示が適切でないと教育委員会が判断したとき。

（広告掲示の取下げ）

第18条 広告主等は、広告の掲示期間終了後、裏面広告の掲示を取り下げるときは、要綱第8条第2項に規定する広告掲載取下申出書を市長に提出しなければならない。

（広告主等の責務）

第19条 広告主等は、広告の内容等、掲示された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、要綱に定める事項を遵守するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという申し出があった場合は、広告主等の責任及び負担において解決するものとする。

（複写による提供の許諾）

第20条 図書館等の来館者への裏面広告の複写提供は、広告主が許諾したものとみなす。

（庶務）

第21条 雑誌の無償提供にかかる事務は、あま市教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

（裁判管轄）

第 2 2 条 この要領に定める雑誌の無償提供に関する訴訟の提起等は、あま市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第 2 3 条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 2 月 2 0 日から施行する。